

# 第67号 (令和3年1月19日)



編集責任者 事業推進統括部 部長 立田 英人

機構ホームページ

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp/

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 ( @Nenkin\_Kikou )

#### 【目次】

- はじめに
- 理事長の挨拶
- ■障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

# はじめに

新年明けましておめでとうございます。



さて本号では、年金手続における押印省略の取扱いの ほか、令和2年分公的年金等の源泉徴収票の送付、年金 制度改正法の一部施行について掲載しています。

障害年金講座では、市区町村の皆様からご照会の多 かった事例等を中心に、受付・点検に係る留意事項をご 案内しております。ぜひ、日々の業務にご活用ください。

今後もより良い情報誌づくりに一層努力してまいりま すので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

# ご挨拶

日本年金機構理事長 水島 藤一郎

あけましておめでとうございます。

市区町村職員の皆様方におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上 げます。

また、皆様方には日頃より国民年金事業の円滑な推進にあたり格段のご理解とご協力 を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様の 相談窓口である市区町村からの納付勧奨等、きめ細やかな対応により安定的な運営がな されてきたところです。

その結果、国民年金保険料の令和元年度の現年度納付率は69.3%、最終納付率は 76.3%となり、最終納付率70%台半ばを目指すとしていた目標を達成しました。

これにより、現年度納付率は8年連続、最終納付率は7年連続の上昇という実績を 上げることができ、この令和2年度においても、目標を達成できる見通しが立っており ます。これもひとえに、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であります。重ねて御 礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症ですが、我が国の社会・経済のみならず、 私たちの生活にも大きな影響を与え、そして大きな変化をもたらしました。

当機構においては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収があったお客様に対して、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げた対応を続けております。

また、日本社会やライフスタイルが「対面型」から「非対面型」へ転換している状況を踏まえ、当機構においても、お客様が安心して効率的に手続を行っていただくためのオンライン環境の整備を進め、オンラインで届出や相談等が可能となるようなビジネスモデルを実現することが今後の事業運営上の大きな課題であると考えております。情報セキュリティ面の安全性の確保などさまざまな課題はありますが、できる限り早期の実現に向けて努力してまいります。

日本全体が大変厳しい状況に直面しておりますが、日本年金機構は、国民の生活を安定して支える重要な社会経済インフラであるという強い自覚のもと、国民年金事業等の基幹業務に取り組んでいく所存であります。引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な 運営や、年金権確保をはじめとする地域住民の皆様のサービス向上のためには、市区 町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を一層深めつつ、協働して事業にあたること が必要不可欠であると考えております。

当機構の役職員一人ひとりが、地域住民の皆様のニーズをしっかり把握し、年金実務のプロとしての自覚・矜恃・気概をもって、市区町村職員の皆様方とともに日々の職務に当たってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、ご案内となりますが、令和2年10月より、日本に居住する外国人のお客様がさらに安心して年金の手続きを行うことができるよう、マルチランゲージサービスという通訳サービスを市区町村向けに利用開始しています。現在、441市区町村に利用登録をしていただいておりますが、まだご利用されていない市区町村におかれましては、是非この機会に当サービスの利用についてご検討いただければと思います。

結びに、国民の皆様の年金権確保に向けて、国民年金制度の普及・啓発活動に、市 区町村職員の皆様方のご支援とご協力をお願いするとともに、本年が市区町村職員の 皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせて いただきます。

# 障害年金講座

第 19回!



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務で の注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後 ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

受付・点検に係る留意事項について(その4)

です!

#### 受付・点検に係る留意事項について(その4)

かけはし64号から継続して障害年金請求書等の受付・点検に係る留意事項をご紹介します。既にご存知の内容もあるとは思いますが、改めてご案内しますので障害年金事務の参考にしてください。



### 診断書において留意する事項

精		民 年 金生年金保険		診		は、精神の	障害用)	様式第120号の4	7
(フリガナ)	<b>-</b>		ショウゴ 省吾	生年月	レ 昭和   平成   令和	50 年 10	月 10 日生( 44	歳)性別	
住 所		— X X X X	東京	都 高	井戸 区	高井戸 ○-	- () - ()		本部
① 障害の原因となった傷病名	双植	<b>極性感情障害</b>	② 傷病の発	令和	24 年 7 月	_	月日)	]診日の確認	本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日
		0コード( F31	<ul><li>③ ①のため初る</li><li>) 診療を受ける</li></ul>		24 年 8 月		(4) 既存障害 月日)	なし	は、それの
①初診日		2. 2. ②受診状	犬況等証	明書の添	付の確認	]無・	レ 不明 ⑤ 既往症	なし	を聴取し
<b>1</b>		陳述者の氏名	厚生	省吾 請求	人との続柄	本人	聴取年月日 平成26	5 年 1 月 30 日	た年月日
発病から現在まで 及び治療の経過 就学・就労状況等 その他参考とな	、内容、 等、期間、	りA診療所を受診し ほど繰り返したとい 平成25年春に、末 ニックを受診。うつ Bメンタルクリニック	した。1回受診 う。 5期癌の母親の け態と言われ ク受診中に主?	すると1週間ほど <sup>*</sup> つ介護をするように 治療を開始した。 台医に対し興奮す	で睡眠改善したも こなった。それを ることもみられ、	のの、また2か月 機会に気分不良 平成25年11月頃	ほどで不眠となり同診療 、食欲低下となり、平成:	診断となり、抗うつ薬から	を記入してください。
8 診断書作成医 における初診 <b>初診年月日</b> ロ <sub>平成</sub> 26年1	時所見	中肉中背の中年男話のまとまりもある。						が、受け答えもはっきりし	
9 これまでの発育・3 (出生から発育の 教育を及びこれ 職歴をできるだ 記入してください。	)状況や いまでの け詳しく	ア 発育・養育歴 特記すべきことはな	:\ \	小学校( 中学校( 高 校(	・ 就学猶予	特別支援学級 · 特別支援学級 · 特別支援学校 · 特別支援学校 ·	ウ 職歴 特別支援学校 ) 個人事業 ・ ) (イベント	έ主 に関する請負事業)	
エ 治療歴(書ききれ	ない場合は	(⑬「備考」欄に記入して	てください。) (	※ 同一医療機関の	入院・外来は分けて	記入してください。)	l e		1
医療機関		治療期		入院·外来	病 名		主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)	1
A診療所 Bメンタルクリン		H24 年 8 月~ h H25 年 7 月~ h		入院・ <b>レ</b> 外来	不明 双極性感情障	*	薬物療法 神療法・薬物療法	軽快 悪化	-
C心のクリニ		H26 年 1 月~	年 月	入院・ <b>レ</b> 外来	双極性感情障		神療法·薬物療法	悪化	1
	の確認	忍•④遡及言	青求の際	の診断書	の確認				1
③現症日					A Marian			1	-
	障	害	Ø	状 !		<b>レ令和</b> 2	年 2 月 20	日現症)	
0		書 態像(該当のローマ数字、	英数字にチェック	クしてください。)	<b>據 ( □ 平成</b>	状態について、その	程度・症状・処方楽等を具体	的に記載してください。	
<ul> <li>取 現在の診断書の記述</li> <li>□ 1 変化なし 押うではなし 押うではない 押うではない 単 1 思考・選更 4 自殺企図</li> </ul>	丙状又は状態	(前回の診断書を作	英数字にチェック 成している場合は 悪化している	クしてください。) <b>配入してください。)</b> 4 不明 <b>憂</b> うつ気分	<ul><li>【 □ 平成 イ 左記の</li><li>当院初診 続。治療 迫の状態</li></ul>	が悪について、その 時には、セカント 内容について詳 であった。	を程度・症状・処方薬等を具体 ドオピニオン目的であっ しく聞きたいと、かなり焦	的に記載してください。 たが、そのまま治療継 った様子もみられ行為心	_
	丙状又は状態 臓時との比較 動制止 (	( <b>前回の診断書を作</b> 2 改善している 33 2 刺激性、興奮 5 希死念慮	英数字にチェック 成している場合は 悪化している [レ] 3 気分(感情)の異常	クしてください。) <b>犯入してください。)</b> 4 不明 <b>変</b> うつ気分	<ul><li>【 平成</li></ul>	か悪について、その 時には、セカンI 内容について詳 であった。 時に易怒性もみ こも時間を要し、」	程度・症状・処万薬等を具体	的に記載してください。 たが、そのまま治療継	(お願
① ア 現在の対	西状又は状態 戦時との比較  いいでは、 はいに、 はいに、 はいに、 はいに、 はいに、 はいに、 はいに、 はい	(前回の参斯書を作 2 改善している 3: 2 刺激性、興奮 5 布死念庫  2 多弁・多動 3: 3 5 易怒性・被刺激性亢進  2 妄把 3: 6 その他 0:	英数字にチェック 域している場合は 悪化している [ ② 3 気分(感情)の異常 [ させられ体験 [	クしてください。) 配入してください。) 4 不明 憂うつ気分 ) な高揚・刺激性	<ul><li>【 平成</li></ul>	時には、セカンI 内容について、詳であった。 時に易怒性もみいて時間を要し、」	程度・症状・処万薬等を具体	的に記載してください。 たが、そのまま治療継 った様子もみられ行為心 臥床して過ごしているとい	(お願い)太文字

#### ①初診日の確認(前頁掲載の診断書と照らし合わせてお読みください。)

診断書の⑦、⑧欄等で申立初診日以前に受診していた経過が確認できる場合には、当該受診経過に関して、病歴・就労状況等申立書に記載されているか、受診状況等証明書が添付されているか確認してください。

④、⑤欄に傷病の記載がある場合には、当該傷病に関して、病歴・就労状況等申立書が添付されているか確認してください。

ア. ⑦欄(発病から現在までの病歴等の経過)や⑧欄(初診時所見)などに、 申立初診日よりも前に受診した経過が確認できる場合は、当該受診経過に 関して病歴・就労状況等申立書及び受診状況等証明書を添付してください。

前頁の例では、診断書③欄の日付は平成24年8月頃と記載されていますが、 ⑦欄には平成24年8月頃にA診療所を受診する前の経過として「<mark>以前、うつ病により~通院したことがある。」が確認できますので、初診日確認のため「うつ病での通院」についての病歴・就労状況等申立書及び受診状況等証明書を添付してください。</mark>

#### 解説

イ. ④欄(既存障害)や⑤欄(既往症)に傷病が記載されている場合は、各欄に記載されている傷病について、病歴・就労状況等申立書を添付してください。但し、請求傷病と「既存障害」、「既往症」に記載された傷病が相当因果関係\*にないことが確認できた場合は、病歴・就労状況等申立書の添付は不要です。

請求傷病との相当因果関係を確認するために、病歴・就労状況等申立書を添付してください。なお、審査の結果によって、受診状況等証明書等の追加資料の添付をお願いすることがあります。



・上記解説は前頁掲載の診断書(精神の障害用)を例に記載しましたが、<u>診断書の種類に</u> よって、各欄の番号(⑦、8欄や④、⑤欄)が異なる場合がありますのでご注意ください。

#### ※相当因果関係とは?



個々のケースによりますが、前の疾病又は負傷がなかったならば、後の疾病が起こらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係ありとみて前後の傷病を同一傷病として取り扱います。ただし、通常、後の傷病には負傷は含まれません。

障害年金請求において「初診日を確認する」ことは重要な作業です。 すぐに理解することは難しいかもしれませんが、上記の解説を読ん でポイントを整理しておきましょう!



#### ②受診状況等証明書の添付の確認

診断書を作成した医療機関が申立初診日に受診している医療機関か確認してください。

診断書を作成した医療機関が申立初診日に受診している医療機関でない場合、初診の医療機関の受診状況等証明書等を添付してください。

解説

提出された診断書の医療機関で、申立初診日に受診しているとは限らないため、診断書に記載されている初診日が申立初診日と整合性があることの確認が必要です。

4ページの例では、診断書作成医療機関の初診日は平成26年1月30日(診断書⑧欄)ですので、受診状況等証明書の添付が必要になります。

#### ③現症日の確認

診断書の現症日について、請求事由や作成日と整合しているか確認してください。

ア. 現症日が請求事由に応じて障害状態が確認できる期間で記載されている 診断書を添付してください。

#### 【障害認定日による請求】

障害認定日以後3月以内の現症日となっている診断書を添付してください。 ただし、20歳前障害基礎年金の請求の場合は、障害認定日前後3月以内の 診断書を添付してください。

#### 解説

#### 【事後重症による請求】

請求日以前3月以内の現症日となっている診断書を添付してください。

イ. 現症日が診断書作成日以前となっている診断書を添付してください。

診断書現症日の訂正などにより、現症日が診断書作成日より後の日となった場合、診断書作成日の訂正が必要となります。

#### ④ 遡及請求の際の診断書の確認

遡及請求の際に添付する診断書について確認が必要です。

解説

1年以上さかのぼった障害認定日請求を行う場合は、⑦障害認定日時点の診断書と①請求日時点の診断書をそれぞれ添付してください。

障害認定日の障害状態が、現在も継続しているか確認を行うためです。

# 機構からの連絡

#### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和2年12月から令和3年3月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

#### 令和2年 12月

■ (定例) 年末収納対策用納付書の送付

#### 令和3年 1月

- (定例)源泉徴収票の発送
  - → 詳細は、本誌10頁をご確認ください。
- (定例) □座振替納付・クレジットカード納付の利用促進の勧奨の実施

#### 令和3年 2月

- (定例) 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の送付
  - → 詳細は、本誌15頁をご確認ください。
- ■(定例)源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付

#### 令和3年 3月

■(定例)年度末収納対策用納付書の送付

#### 年金手続における押印省略の取扱いについて

(事業企画部、国民年金部、年金給付部)

年金手続における押印省略の取扱いについてお知らせします。

#### 1. 押印省略の取扱いについて

政府において対応が進められている押印廃止の方針を受けて、当機構が取り扱う各種届出の様式についても、原則として押印廃止を行うこととなりました。

具体的には、令和2年12月25日付けで「押印を求める手続の見直しのための厚生 労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布され、同日から施行されました。

また、この省令改正に合わせて各種届出の様式についても改正を行い、「国民年金被保険者関係届書(申出書)」や「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」、各種「年金請求書」などの請求者等の押印については、原則、廃止されました。

その他の押印の取扱いについては、下表のとおりです。

印の種類	取扱い
「診断書」や「受診状況等証明書」など の医師の印	⇒ <u>廃止</u> の対象となります。
「年金請求書」などの社会保険労務士の 提出代行者印	⇒ <u>廃止</u> の対象となります。
「年金請求書」や「未支給年金・未支払 給付請求書」などの金融機関またはゆう ちょ銀行の証明印	⇒様式に記載されている「印」の表 示は <u>廃止</u> します(金融機関が証明す る欄は残ります)。
委任状の本人印	⇒押印は <u>不要</u> となります。

市区町村での事務において特に注意いただきたい内容は、以下のとおりです。

#### (1) 国民年金被保険者に関する届出

届書	取扱い
「国民年金保険料口座振替納付(変更) 申出書」「国民年金保険料口座振替辞退 申出書」の金融機関へのお届け印	⇒「金融機関のお届け印」 <u>は引き続</u> <u>き必要</u> となります。
「国民年金保険料クレジットカード納付 (変更)申出書」の「クレジットカード 名義人氏名」欄の自署	⇒「クレジットカード名義人氏名」 欄の <u>自署は引き続き必要</u> となります。

#### (2) 年金の請求等に関する届書

届書	取扱い
「生計維持の申し立て」や「初診日 に関する第三者からの申立書」など の第三者による証明・申立印	⇒押印欄を <u>廃止</u> し、 <u>電話番号欄を新設</u> し ます。
「公的年金等の受給者の扶養親族等 申告書」の申請者印	⇒引き続き、申請者の <u>押印は必要で</u> す (これまで同様に、本人が自署した場 合は押印省略可)。

#### 2. 市区町村長証明印欄の取扱い

戸籍記載に関する証明や所得の証明の際の市区町村長の証明印は、引き続き残ります。

#### 3. 届出様式の取扱い

#### (1)新様式への切り替え

各種届出の様式は、押印欄の廃止等の見直しを行い、段階的に変更していきます。 主な届出様式の使用開始時期(予定)は、以下のとおりです。

主な届出様式	使用開始時期(予定)
国民年金被保険者関係届書(申出書)	令和3年4月
国民年金保険料免除・納付猶予申請書	令和3年4月
国民年金保険料学生納付特例申請書	令和3年4月
国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書 国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書	令和3年4月
年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)	令和3年4月
年金請求書(国民年金障害基礎年金) 年金請求書(国民年金·厚生年金保険障害給付)	令和3年4月
年金請求書(国民年金遺族基礎年金) 年金請求書(国民年金·厚生年金保険遺族給付)	令和3年4月
国民年金死亡一時金請求書	令和3年4月
未支給年金・未支払給付請求書および受給権者死亡届 (報告書)	令和3年4月

また、日本年金機構ホームページに掲載している各種申請・届出様式についても、 新様式へ順次差し替えを行います。

#### (2) 旧様式の取扱い

押印欄等がある<u>旧様式の用紙による届出は可能</u>です。旧様式には押印欄等がありますが、<u>お客様へ押印を求める必要はありません</u>。

なお、新旧様式に関わらず、お客様が自ら押印し届出された場合、「押印不要」と して不備返戻する必要はありません。

#### 令和2年分公的年金等の源泉徴収票を送付します

(特定事業部)

#### 源泉徴収票の送付

令和2年分公的年金等の源泉徴収票を<u>令和3年1月9日(土)</u> $\sim$ 16日(土)にかけて順次発送することとしています(郵便事情により、お手元に届くまで10日程度かかる場合があります)。

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、令和2年2月支払分から令和2年12月支払分まで(令和3年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで)の金額を記載した源泉徴収票をお送りします。

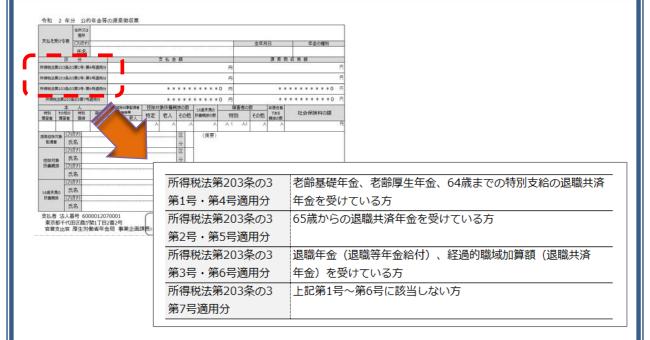
※障害年金や遺族年金に関しては非課税所得であるため、源泉徴収票を送付していません。

#### 税制改正に伴う記載内容の変更

源泉徴収票(ハガキ)のレイアウトイメージは、次頁のとおりです。

税制改正に伴い、源泉徴収票に記載されている、「支払金額」・「源泉徴収税額」についての区分表示が以下のとおり変更されます。

これまで扶養親族等申告書を提出していた場合と、提出していない場合で区分が異なっていましたが、令和2年分からは同じ区分で記載されます。



#### 源泉徴収票の再交付

令和2年分の源泉徴収票の再交付については、令和3年1月4日(月)から申請を受け付けます。

#### 令和2年分源泉徴収票レイアウトイメージ

令和 2 年分 公的年金等の源泉徴収票 住所又は 支払を受ける者 (フリガナ) 生年月日 年金の種別 氏名 分 支 払 金 額 源泉徴収税額 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分 円 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分 円 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分 円 所得税法第203条の3第7号適用分 円 \*\*\*\*\*\*\*\*\*\* 障害者の数 非居住者 源泉控除対象配偶者 控除対象扶養親族の数 16歳未満の 特別 その他の 特別 宴婦 の有無等 である 社会保険料の額 扶養親族の数 特定 老人 その他 特別 その他 一般 老人 障害者 寡婦 寡夫 親族の数 障害者 人( 人) (フリガナ) X (摘要) 源泉控除対象 配偶者 氏名 分 (フリガナ) X 氏名 控除対象 扶養親族 (フリガナ) X 氏名 分 (フリガナ) X 氏名 分 16歳未満の 扶養親族 (フリガナ) X 氏名 支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長10mm

#### 源泉徴収票の見方

1. 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額(所得税および復興特別所得税)と社会保険料を 差し引く前のものです。

「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。

- 2. 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 3. 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3 第1号・第4号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方					
所得税法第203条の3 第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方					
所得税法第203条の3 第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)を受けている方					
所得税法第203条の3 第7号適用分	上記第1号~第6号に該当しない方					

- 4. 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 5. 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、 国民健康保険料(税)額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

音声コードQR

#### 【個人住民税について】

公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、 記載していません。個人住民税額については、お住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。

#### 【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所税が源泉徴収されます。(支払金額から社会保険料理が各種空除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。)

※このマークは音声コードです。 目の不自由な方もお知らせ情報 を音声にて聞くことができます。

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。

#### 未婚のひとり親の方について

税制改正に伴い、<u>令和3年分</u>の所得税源泉徴収より、寡婦(寡夫)の控除を受けられる 方の要件等が変更されます。

- ① 本人の所得見積額が500万円を超える場合、控除対象外になります。
- ② 子がいる方は、婚姻歴がなくても控除の対象になります。
- ③ 住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合は、控除対象外になります。

本人の	本人の	++美朝た笠の右毎	配偶者との関係	控除の区分		
所得	性別	扶養親族等の有無	(※2)	令和2年分まで ■	令和3年分以降(※3)	
	男性	子 <sup>(※1)</sup> がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡夫	ひとり親	
	2311	1 2000	婚姻歴なし	控除対象外	ت کا	
500万円	女性		扶養親族がいない	婚姻歴あり 死別・生死不明	寡婦	寡婦
以下		子 <sup>(※1)</sup> がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	特別寡婦	ひとり親	
			婚姻歴なし	控除対象外	المراد ال	
		子以外の扶養親族が いる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦	寡婦	
500万円 超	子 <sup>(※1)</sup> がいる		婚姻歴あり	寡婦	控除対象外	
		子以外の扶養親族が いる	死別・離婚・生死不明	<del>雰</del> 师	が が	

- ※1:他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。
- ※2: 令和3年分以降は住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。
- ※3「寡婦」・「特別寡婦」・「寡夫」の3種類であったものが、「ひとり親」(子がいる方)と「寡婦」 (子がいない女性)の2種類に変更となります。

上記改正は**令和3年分**の所得税源泉徴収から適用されますが、<u>令</u>和2年末の時点で改正後の「ひとり親」に該当する方は、確定申告を行うことで、**令和2年分の所得税**についても「ひとり親控除」を受けることができます。詳しくはお近くの税務署をご案内ください。



#### ご不明な点がある場合

源泉徴収票の記載内容の説明・よくあるご質問(Q&A)等について、日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)に掲載していますので、ご案内ください。

日本年金機構ホームページでは、源泉徴収票に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを令和3年1月4日(月)から開設します。 24時間いつでも対応していますので、ぜひご案内ください。

ホームページをご覧いただいてもご不明な点がある場合には、ねんきんダイヤル (0570-05-1165) をご案内ください。

なお、「ねんきんネット」(https://www.nenkin.go.jp/n\_net/)から、源泉徴収票の再交付申請をすることができます。こちらも併せてご案内ください。



#### 追納勧奨及び任意加入勧奨の実施について

(国民年金部)

日本年金機構では、無年金者・低年金者対策への対応として、令和3年1月に追納勧奨 及び任意加入勧奨をそれぞれ実施します。

送付対象者等は、それぞれ以下のとおりです。

#### 追納勧奨



【送付対象者】免除等承認後9年目の期間を有する方で、現在免除が承認されている方

【送付予定日】令和3年1月下旬・2月上旬

【発 送 物】国民年金保険料追納のお知らせ・追納申込書・返信用封筒

#### <参考>

以下の免除等期間を有する方に対する追納勧奨は年金事務所で実施しています。

- ① 免除承認後2年目
- ② 免除承認後9年目(ただし、現年度免除承認者を除く。)の全額免除、納付猶予及び学生納付特例承認期間を有している方



#### 任意加入勧奨



【送付対象者】60歳~64歳の方で、任意加入し納付することで受給資格要件を満たす可能性のある方

【送付予定日】令和3年1月15日(金)

【発 送 物】案内チラシ・申出書・口座振替申出書・返信用封筒

#### 令和2年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します (特定事業部・国民年金部)

「かけはし」第66号でもお知らせしたとおり、令和3年2月5日(金)に日本年金機構本部より社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を対象者宛てに送付する予定です。 令和2年10月31日送付分と対象者が異なりますので、お間違えのないようお気を付けください。

#### <控除証明書の送付対象者>

送付時期	対象者
令和2年10月31日	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付された方
令和3年2月5日	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付された方 令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付された方は除きます。

所得税及び住民税の申告において、令和2年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

具体的な質問に対しては「ねんきん加入者ダイヤル」(下記をご参照ください)にてお 受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

- 問い合わせ先の名称:ねんきん加入者ダイヤル
- 電話番号: (ナビダイヤル) 0570-003-004 050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525

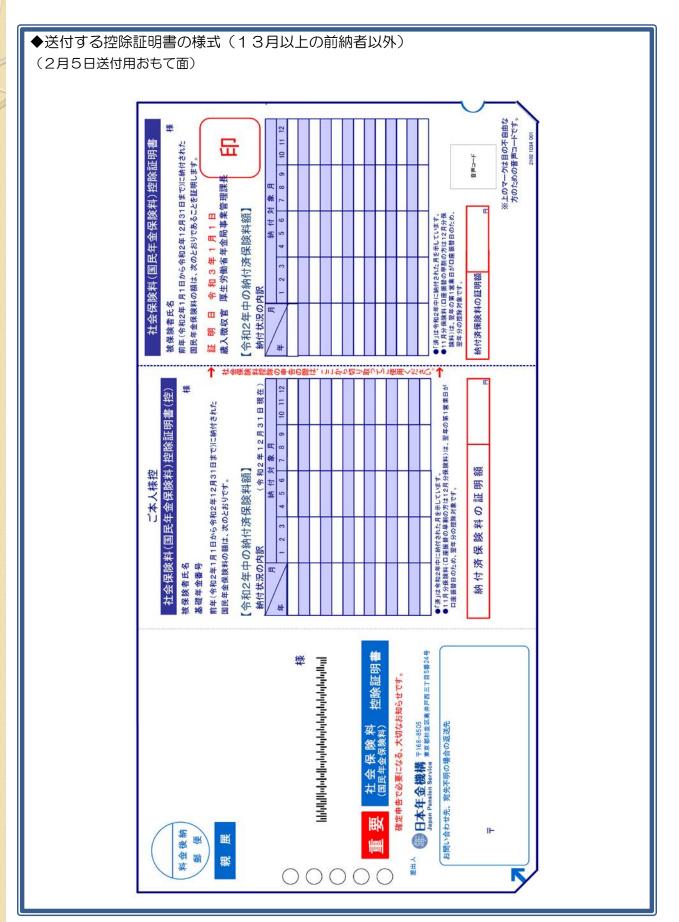
#### 〈受付時間〉

・月~金曜日 午前8:30~午後7:00・第2土曜日 午前9:30~午後4:00

- ・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。 ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

その他控除証明書に関する情報は「かけはし」第66号の8頁から17頁に掲載していますので参照してください。

また、令和2年10月分と同様にレイアウト変更をしました(音声コードの追加、相談チャット案内用二次元コードの追加 等)。変更後のレイアウトは次頁のとおりです。



#### ◆送付する控除証明書の様式(13月以上の前納者以外) (2月5日送付用うら面)



送付する控除証明書の様式(13月以上の前納者) 2月5日送付用おもて面)						
お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先 様						
一般的・定型的なご照会は『控除証明書相談チャット』へ 日本年金機構ホームページでは、 控除証明書に関するよくあるお問い合わせに 自動でお客えする相談チャットを開設しています。 2 4 時間いつでも対応していますので、 右記の二次元コードよりぜひご利用ください。						
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書【ご本人様控】						
被保険者氏名						
基礎年金番号 令和2年中(令和2年1月1日から令和2年12月31日)の納付済保険料額 各年に分けて申告する場合の証明額 申告年分 証明額						
① 納行済銀   納行済保険料の証明額 円 円						
②見 込 額 納付が見込まれる保険料額 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円						
③合計額 (②見込額がある場合に表示) 円 納付状況の内訳						
月 納付対象月 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
● 「済」は、令和2年中に納付された月を 示しています。						
がしています。						
社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書 被保険者氏名   社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書 被保険者氏名   被保険者氏名						
証明日:令和3年1月1日     証明日:令和3年1月1日     証明日:令和3年1月1日       令和2年中の納付済保険料額     令和2年中の納付済保険料額       ① 納 付 済 額     円     ① 納 付 済 額     円						
② 見 込 額 円 ② 見 込 額 円						
③合計額 円 ③合計額 円						
各年に申告する場合の証明額       各年に申告する場合の証明額       各年に申告する場合の証明額         申告年分       証明額         円       円						
歲入徵収官 厚生労働省年金局事業管理課長 即 「原生労働省年金局事業管理課長 即 「原生労働省年金局事業管理課長 日						

#### ◆送付する控除証明書の様式(13月以上の前納者) (2月5日送付用うら面)

#### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

- ●証明日は、令和3年1月1日です。
- ●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- ●ご家族の保険料も控除の対象となります。 生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金 保険料を納付された場合は、納付した方の社会保険料控除の 対象とすることができます。
- ●申告の際は納付を証明する書類が必要です。 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。
- 再発行について 再発行をご希望の方は、 『ねんきん加入者ダイヤル(TEL: 0570-003-004) 』 までご連絡ください。

●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納により納付された国民年金保険料について、社会保険料 控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択 していただくことになります。

- \* (2)の方法により控除を受けた場合、(1)の方法による 控除に戻すことはできません。 また、令和3年に令和3年分と令和4年分をまとめて控除 することもできません。
- (1)全額を納付した年に控除(まとめて申告する場合)本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。 申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除 (3年分に分けて申告する場合) 各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例1~2のように算出されます。 申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
- 例1 口座振替で24か月分(令和2年4月分から 令和4年3月分)381,960円を前納された場合
- ①令和2年の控除対象額

(令和2年4月から令和2年12月分までの9か月分) 381,960円×9か月/24か月=143,235円

②令和3年の控除対象額

(令和3年1月から令和3年12月分までの12か月分) 381,960円×12か月/24か月=190,980円

③令和4年の控除対象額

(令和4年1月から令和4年3月分までの3か月分) 381,960円 - ① - ② = 47,745円 例2 納付書で17か月分(令和2年11月分から 令和4年3月分)274,770円を前納された場合

①令和2年の控除対象額

(令和2年11月から令和2年12月分までの2か月分) 274,770円×2か月/17か月=32,326円

②令和3年の控除対象額

(令和3年1月から令和3年12月分までの12か月分) 274,770円×12か月/17か月=193,956円

③令和4年の控除対象額

(令和4年1月から令和4年3月分までの3か月分) 274,770円 - ① - ② = 48,488円

\*本証明書は(2)の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

- ●「①納付済額」欄の証明額 は、令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで に納付された保険料額です。
- ●「②見込額」は、引き続き 年末までに納付された場合の 保険料額を表示しています。
- ●以下の場合は、②見込額、 ③合計額を表示していません。
  - ・国民年金第1号被保険者で はない場合
  - ・令和3年3月または令和 4年3月までの保険料を 前納されている場合
  - ・保険料の未納期間がある 場合

など

- ●「①納付済額」欄の証明額 は、令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで に納付された保険料額です。
- ●「②見込額」は、引き続き 年末までに納付された場合の 保険料額を表示しています。
- ●以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
  - ・国民年金第1号被保険者で はない場合
  - ・令和3年3月または令和 4年3月までの保険料を 前納されている場合
  - ・保険料の未納期間がある場合

など

- ●「①納付済額」欄の証明額 は、令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで に納付された保険料額です。
- ●「②見込額」は、引き続き 年末までに納付された場合の 保険料額を表示しています。
- ●以下の場合は、②見込額、 ③合計額を表示していません。
  - ・国民年金第1号被保険者で はない場合
  - ・令和3年3月または令和 4年3月までの保険料を 前納されている場合
  - 保険料の未納期間がある場合

など

#### 年金制度改正法(令和2年法律第40号)の一部が施行されます (事業企画部・国民年金部・年金給付部)

- 令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。
- 本号では、このうち、令和3年4月に施行される以下3点の改正概要についてご説明します。
  - 1. 未婚のひとり親を国民年金保険料の免除等該当基準に追加
  - 2. 寡婦年金の支給要件の見直し
  - 3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し
- 1. 未婚のひとり親が国民年金保険料免除等該当基準の対象に追加されます。

#### これまでの取扱い

国民年金保険料免除及び学生納付特例の免除等該当基準に寡婦(前年の合計所得額が125万円以下である方に限ります。)は対象となっていましたが、未婚のひとり親は含まれていませんでした。



#### 令和3年4月からの取扱い

令和2年度税制改正により、令和3年度分の個人住民税から、未婚のひとり親(前年の合計所得金額が135万円以下である方に限ります。)が、個人住民税の非課税措置の対象に加えられることから、国民年金の免除等該当基準においても「前年の合計所得金額が一定の基準額(※)以下の未婚のひとり親」が対象に加えられます。

※ 基準額については、前年の合計所得金額が<u>135万円以下の方</u>が免除等該当基準の対象となる予定です(国民年金法施行令を改正予定。寡婦についても同様の基準額となる予定です)。

#### 経過措置

- ・学生納付特例は、令和3年4月分以降の国民年金保険料から適用
- 国民年金保険料の免除は、令和3年7月分以降の国民年金保険料から適用

#### 2. 寡婦年金の支給要件が見直されます。

国民年金第1号被保険者期間のある夫が亡くなったとき(以下の支給要件①~④のすべて該当するとき)に、妻が60歳から65歳までの間に支給される**寡婦年金**について、死亡した夫の年金受給状況にかかる支給要件が、以下のとおり見直されます。

#### これまでの取扱い

夫に障害基礎年金の受給権がある場合、その受給権発生日と夫の死亡年月日が**同月のとき**は、障害基礎年金の受給権が発生しているため、寡婦年金を受けることができませんでした。



#### 令和3年4月からの取扱い

老齢基礎年金の要件と同様に、夫が障害基礎年金の支給を受けずに死亡した場合(= 障害基礎年金の受給権発生日と死亡年月日が**同月のとき**)は、寡婦年金の支給要件を満たすことになります。

#### 【改正後の寡婦年金支給要件】

- ① 死亡した夫に、第1号被保険者としての保険料納付済期間又は保険料免除期間が10年以上\*あること。
  - ※平成29年7月31日以前に受給権が発生する場合は25年以上あること。
- ② 死亡した夫が、老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと。

#### 【参考】現行(改正前)の支給要件

死亡した夫が、**障害基礎年金の受給権者であったことがなく**、 また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと。



- ③ 請求者である妻が、65歳未満で老齢基礎年金を繰上げ受給していないこと。
- ④ 婚姻関係(事実婚を含む)が10年以上あり、夫の死亡当時、夫の収入により生計維持していること。

※改正後の支給要件は、夫の死亡日が令和3年4月1日以降のときに適用されます。 ※なお、夫の死亡日が令和3年3月31日以前のときは、改正前の要件が適用されます。

#### 3. 脱退一時金の支給上限月数が見直されます。

日本国籍を有しない方が支給要件を満たしたときに支給される脱退一時金について、その支給額の対象となる年金加入期間の上限(「支給上限月数」といいます。)が引き上げられます。

#### これまでの取扱い

支給上限月数が36か月(3年)として計算されていました。



#### 令和3年4月からの取扱い

支給上限月数が60か月(5年)に引き上げられます。 この取扱いが適用される方は以下のとおりです。

#### 国民年金に係る脱退一時金

令和3年4月以後の国民年金保険料納付済期間を有する方

#### 厚生年金保険に係る脱退一時金

令和3年4月以後の厚生年金被保険者期間を有する方

※なお、令和3年3月以前の国民年金保険料納付済期間又は厚生年金被保険者期間のみを有する方から請求があった場合には、これまで通り36か月(3年)を支給上限月数として、脱退一時金の支給額が計算されます。

#### 脱退一時金の支給要件

脱退一時金は、以下の<u>すべての</u>要件に該当するときに、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求をすることにより、保険料を納付した月数に応じた額が支給されます。

#### 【支給要件】

- 日本国籍を有していないこと。
- 国民年金に係る脱退一時金

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料1/4免除期間の3/4に相当する月数、保険料半額免除期間の1/2に相当する月数及び保険料3/4免除期間の1/4に相当する月数を合わせた期間が6月以上あること。

#### 厚生年金保険に係る脱退一時金

厚生年金保険被保険者期間が6月以上あること。

- 年金の受給権を有したことがないこと。
- ・被保険者資格を喪失していること。

#### 市区町村における多言語通訳サービスの利用状況について

(事業推進統括部)

希望する市区町村において令和2年10月1日から利用開始となった「多言語通訳サービス(以下「通訳サービス」という。)」の利用状況(令和2年10月~令和2年11月)をお知らせします。

■令和2年10月~令和2年11月の利用実績 (利用件数:35件)

#### 〇言語別利用件数

英語	中国語	タガログ語	ベトナム語	ポルトガル語
20	7	3	3	1
ネパール語	韓国語	スペイン語	タイ語	インドネシア語
1	0	0	0	0

<sup>※</sup>上段(言語)/下段(利用件数)

#### ○都道府県別利用件数

東京都	愛知県	千葉県	北海道	神奈川県	埼玉県	沖縄県	山梨県	愛媛県	福岡県
9	7	6	3	3	2	2	1	1	1

<sup>※</sup>上段(都道府県名)/下段(利用件数)

○合計相談件数(57件)※1回の利用で複数の相談をしている場合があるため利用件数との相違があります。

国民年金の免除 に関する相談	国民年金の適用 に関する相談	国民年金の保険料 に関する相談	その他の国民年金 に関する相談	脱退一時金 に関する相談
27	13	12	4	1

<sup>※</sup>上段(相談内容)/下段(相談件数)

引き続き、より多くの市区町村に通訳サービスを導入していただき、外国人のお客様との窓口対応にご活用いただければと考えております。

なお、次期契約の開始時期は令和3年10月1日からを予定しております。

時期が近づいてまいりましたら手続き等に関するお知らせをいたしますので、ぜひご利用のご検討をよろしくお願いします。



# 市区町村広報紙の原稿にご利用ください!



#### 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。

しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、 高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する 学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

#### 【所得の目安】 118万円 + { 扶養親族等の数 × 38万円 }

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

# \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*

#### 国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただく ことにより、令和3年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の 写しの添付は不要です。)

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

#### ~新成人の皆さんへ~ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、

20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

#### ✓ 将来の大きな支えになります!

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。 国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって 保障されます。

#### ✓ 老後のためだけのものではありません!

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。 障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

# ▼ 国民年金の保険料

- 国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,540円です(令和2年度)。

これらの保険料に加えて、毎月400円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取れる制度があります(付加年金)。

# ✓ 「前納割引制度」があります!

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでおトクです。

#### ✓ 口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

#### ✔ 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ✓ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・お手続きについては、

市区役所 または 町村役場、年金事務所 までお問い合わせください。

# 「納付猶予制度」学生納付特例制度

ポイント

の民お年

立まない

【参考】令和3年1月末には20歳到達者向けの動画を機構HPにアップロードする予定です。

# 地域の独自情報 編集後記 皆様、明けましておめでとうございます。この編集後記は1月12日に作成しているので

首様、明けましておめてこうこさいます。この編集後記は「月12日に作成しているのですが、筆者は帰省を控え、初詣を控え、とにかく家でじっとしていた年末年始でした。それなりに充実した時間を過ごしましたが、やはり地元で過ごす時間が持てなかったのは残念です。今年は何も気にせず地元に帰れる時間が持てればいいなと心から思います。さて、「かけはし」はこれからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供してまいりたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願いします。